

第84回 定時株主総会 招集ご通知

目 次

ごあいさつ	1
第84回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	31
連結計算書類	42
計算書類	44

開催日時

2025年6月24日（火曜日）午後1時30分

受付開始：午後12時30分

（前回の定時株主総会と開会時間および受付開始時間が異なっておりますので、ご注意ください。）

開催場所

千葉県船橋市本町 2-7-17

石井食品株式会社 本社

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

重要なお知らせ

インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：

2025年6月23日（月曜日）午後5時30分まで。

なお、株主総会にご出席される株主様へのお土産の配布は取りやめとしております。

株主の皆様とともに、「真（ほんとう）においしい」を求めて

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。ここに、第84回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

はじめに、地震や大雨、大規模火災等により被災された方、不安で辛い日々を過ごされているすべての皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の復旧・支援にご尽力されている皆様には深く感謝申し上げます。

第84期（2024年度）は、ミートボール販売50周年を基軸とした販売促進キャンペーンやタイアップ、旬の食材を生かし、地域に根ざした販売促進活動を継続したこと等によって多くのお客様にご支持いただき、売上高増加につながりました。持続的な組織力向上のための増員や、生産設備・ITシステムへの継続的な投資、原材料費の高騰等のコスト増により、第2四半期までは想定を超えて利益を圧迫しておりましたが、経費低減活動や生産性の向上により、最終的に売上高108.6億円、営業利益2.6億円となりました。

第85期は、物価の更なる高騰を見込みつつも、経営を圧迫する固定費の抜本的な見直しや、合理的な生産計画に基づいた残業時間の一層の削減等、生産・労働環境の更なる改善を図り、2027年3月期までに営業利益率5%の達成を目指してまいります。加えて、新ブランド「We Vegetable」を始めとした社内ベンチャーの育成や、スタートアップ企業との資本業務提携等、新たな分野に対する積極的な投資も進めてまいります。

また、ミートボール50周年を機に、工場見学を大幅にリニューアルいたしました。その結果、3工場で合計1.4万人の方々にご来場いただくことができました。加えて、イシイの株主ミーティングや、株主様向け工場見学会も行うことができました。さらに、皆様と直接お会いできる場の拡充をすすめていくとともに、創業80周年に際して「イシイらしさ」や「真（ほんとう）においしい」について、皆様からのご示唆いただければ幸甚に存じます。

当社は、株主様を中心とした多くの方々に、当社の目指す未来に共感いただくことで、いつの時代もどの世代からも、期待され、かつ応援される、持続的な企業であり続けたいと思います。株主の皆様のご期待に沿えるよう尽力してまいりますので、今期においても一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長執行役員

石井 智康



証券コード2894
2025年6月9日

株主の皆様へ

千葉県船橋市本町二丁目7番17号
石井食品株式会社
代表取締役社長執行役員 石井 智 康

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ishiifood.co.jp/ir-shareholder.php>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2894/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに、4頁のご案内にしたがって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

株主総会の様子をご覧いただけるよう、本株主総会の模様をオンデマンド配信いたします。詳しくは本招集ご通知の6頁をご覧くださいませようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午後1時30分（受付開始：午後12時30分）
（前回の定時株主総会と開会時間および受付開始時間が異なりますので、ご注意ください）
2. 場 所 千葉県船橋市本町2-7-17
石井食品株式会社 本社
3. 目 的 事 項 報告事項 第84期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎議決権を行使することができる株主様以外の方は株主総会会場にご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）。
- ◎事前質問フォームをご用意しておりますので、ご質問を希望される方は6頁株主総会オンデマンド配信のご案内「2.事前質問の方法及びその取扱い」の手順でご質問をお願いいたします。
- ◎本定時株主総会の日時・会場その他運営に関する事項に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト株主情報ページ「<https://www.ishiifood.co.jp/ir-shareholder.php>」に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

**2025年6月24日（火曜日）
午後1時30分**

（受付開始：午後12時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで**



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分到着分まで**

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。なお、当日ご出席の場合は、インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使のお手続はいずれも不要です。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項を記載した書面を一律でお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、当社定款（第16条2項）の規程に基づき、お送りする書面には記載していません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「社外役員に関する事項」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ④監査報告の「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」「監査役会の監査報告」

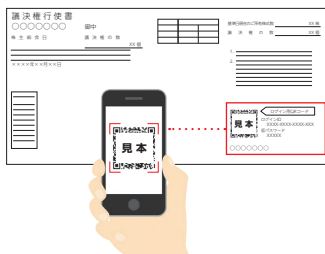
なお、監査役及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会オンデマンド配信のご案内

1. 視聴開始日時 株主総会終了後1～2週間後を目途に当社ウェブサイト株主情報ページ「<https://www.ishiifood.co.jp/ir-shareholder.php>」にて株主総会での事業報告の内容の報告等の様子を配信いたします。

2. 事前質問の方法及びその取扱い

ご質問を希望される方は、2025年6月17日（火曜日）午前9:00までに次の手順でご質問を行っていただきますようお願いいたします。

- ① 「<https://forms.gle/mGhLuwVD6GMEiu6aA>」もしくは下記QRコードにアクセスする。



- ② ご質問のカテゴリー、ご質問内容を記入し送信をクリックする。

※ご質問は、1問につき250文字までとさせていただきます。

※ご質問が多数の場合は、すべてのご質問に回答できない可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

※当日取りあげられなかったご質問に対する回答は、後日当社ウェブサイト株主情報ページ「<https://www.ishiifood.co.jp/ir-shareholder.php>」にて公開することを予定しております。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する配当につきましては、中長期的視点から再投資のための内部資金の確保と株主満足の両方を実現させ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、当期の連結業績及び今後の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円00銭といたします。
なお、この場合の配当総額は66,587,188円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月25日といたします。

第2号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものです。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

い し い と も や す
石 井 智 康
(1981年6月20日生)

所有する当社の株式数 914,895株
在任年数 8年
取締役会出席状況 13/13回



再 任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年6月 アクセンチュア・テクノロジー・ソリューションズ(株)
(現アクセンチュア(株)) 入社
2009年12月 (株)セレッテ入社
2011年4月 アンダーワークス(株)入社
2017年4月 当社入社、執行役員マーケティングビジネスサポート部
2017年6月 (株)ダイレクトイシイ代表取締役社長執行役員
2017年6月 当社取締役
2018年4月 同取締役業務統括部兼マーケティング部担当
2018年6月 同代表取締役社長執行役員（現職）
2024年6月 (株)ダイレクトイシイ代表取締役会長（現職）
2024年10月 (株)ovgo社外取締役（現職）

取締役候補者とした理由

候補者石井智康は、ITシステムの開発・構築を通じた企業変革、及び認定スクラムマスターとして組織開発に携わってきた経験を有しており、2018年から代表取締役として当社グループの業績及び変革を牽引しています。また、同人は経営理念の刷新、中期経営計画の策定・実行及び組織の刷新を中心となって実行しています。よって、引き続き当社の経営・成長の推進に適任であると判断し、候補者いたしました。

当期の活動状況、実績

- ・ ISHII VISION2030及び中期経営計画に基づく全社方針の策定及び牽引
- ・ ECサイトを通じた直販モデルの構築及び売上高の向上
- ・ 基幹システムの刷新等、IT及びシステムインフラ投資の牽引
- ・ 新たな事業開発投資、新ブランド戦略の牽引
- ・ 正月料理、地域商品戦略の牽引

候補者番号

2

く ぼ け い す け
久 保 啓 介
(1961年8月19日生)

所有する当社の株式数 11,000株
在任年数 8年
取締役会出席状況 13/13回



再 任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4 月 (株)イシイフード（現石井食品(株)唐津工場）入社
1997年 2 月 当社営業部販売第一部東京西営業所所長
2003年 3 月 同執行役員営業部販売 5 部総括兼営業部販売 5 部大阪営業所所長
2011年 6 月 同執行役員顧客サービス部統括管理責任者
2016年 8 月 同執行役員八千代工場チルド工場長
2017年 6 月 同取締役
2018年 4 月 同取締役執行役員八千代工場長
2025年 4 月 同取締役執行役員（製造部門管掌）（現職）

取締役候補者とした理由

候補者久保啓介は、当社の営業部門を長く経験し責任者を務めたほか、2016年から製造部門の責任者として、商品の製造体制を強固に構築し、当社グループの業績及び変革を牽引しています。同人は営業・製造部門全般に関する幅広い知識・経験・見識を有しており、引き続き当社の経営・成長の推進に適任であると判断したため、候補者いたしました。

当期の活動状況、実績

- ・ 合理的な生産計画に基づいた受注・生産体制の構築及び実装を牽引
- ・ 大型設備の老朽化に対応するための投資計画策定、及び執行の牽引
- ・ 残業時間0を目指す、製造部門の労働環境改善の積極的な推進
- ・ 八千代工場、京丹波工場、唐津工場のマネジメント層育成
- ・ 各工場における工場見学を通じたファンコミュニケーションの推進

候補者番号

3

いとう こういち ろう
伊藤 幸一郎
(1974年9月8日生)

所有する当社の株式数

10,200株

在任年数

1年

取締役会出席状況

(当社取締役就任後)

11/11回



再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年9月	当社入社
2004年1月	同営業部販売2部静岡営業所所長
2013年1月	同執行役員新規事業本部総括
2016年2月	同執行役員顧客サービス部東日本総括兼首都圏営業所所長
2017年6月	同取締役
2018年4月	同取締役顧客サービス部総括
2021年6月	同執行役員顧客サービス部総括マネージャー
2024年6月	同取締役執行役員顧客サービス部総括マネージャー
2025年4月	同取締役執行役員（営業・ロジスティクス部門管掌）

取締役候補者とした理由

候補者伊藤幸一郎は、当社の営業部門を長く経験し責任者を務め、近年の営業部門の強化・変革を推進し、当社グループの好業績を牽引しています。また、営業部門と密接に関わるロジスティクス（物流）部門も管掌し、物流問題2024への対応や、商品を安全・安心にお客様へ届けることのできる体制を構築しています。同人のこれまでの経験及び実績から、それらを活かした経営の意思決定と監督の遂行に適任であると判断したため、候補者いたしました。

当期の活動状況、実績

- ・ 常温商品を中心とした全社営業戦略の推進及び売上高・利益率の向上
- ・ ミートボール50周年を基軸とした全社的な販売促進施策の牽引
- ・ 合理的な生産計画に基づいた受注・生産体制の構築に資する営業戦略を牽引
- ・ 既存チャネルとは異なる、新たな商品販売チャネルの開拓
- ・ 物流問題2024に対応する新たな商品配送網の構築及び牽引

招集（通知）

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

候補者番号

4

ち し き けん じ
知 識 賢 治

(1963年1月27日生)

所有する当社の株式数

0株

在任年数

5年

取締役会出席状況

13/13回



再 任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 鐘紡(株)入社
1998年4月 (株)リサーチ代表取締役
2004年5月 (株)カネボウ化粧品取締役兼代表執行役社長・最高執行責任者(COO)
2010年6月 (株)テイクアンドギヴ・ニーズ代表取締役社長
2015年10月 日本交通(株)代表取締役社長
2018年11月 (株)SHIFT社外取締役(監査等委員)
2020年6月 当社社外取締役(現職)
2021年5月 (株)オンワードホールディングス社外取締役
2021年6月 (株)ソラスト社外取締役(現職)
2022年5月 (株)オンワードホールディングス取締役副社長(現職)

取締役候補者とした理由及び期待される役割

候補者知識賢治は、化学、サービス、陸運及び情報・通信業と広い分野にわたり、企業経営全般に対する経営者としての豊富なビジネス経験と幅広い見識を有しています。引き続き当該経験及び見識を活かし、特に企業経営の観点から、当社の業務執行に対する監督・助言等をいただき、経営体制をさらに強化していただくことを期待して、候補者といたしました。また、同人が選任された場合には、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

当期の活動状況、実績

- ・ 当社の事業成長のための戦略及び計画策定に対する助言
- ・ 当社資本政策、投資戦略に対する監督及び助言
- ・ 製造、営業各部門のマネジメント層に対する助言及び指導

候補者番号

5

なかむら あけみ
中村 朱美
(1984年7月31日生)

所有する当社の株式数 2,000株
在任年数 2年
取締役会出席状況 13/13回



再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年4月 学校法人大和学園 入社
2012年9月 (株)minitts 代表取締役（現職）
2023年6月 当社社外取締役（現職）

取締役候補者とした理由及び期待される役割

候補者中村朱美は、革新的な飲食店経営を行う中で、従来にとらわれない広報、マーケティング、商品開発及び組織作りの幅広い見識を有しています。引き続き当該経験及び見識を活かし、当社の業務執行に対する監督・助言等をいただき、経営体制をさらに強化していただくことを期待して、候補者となりました。また、同氏が選任された場合には、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

当期の活動状況、実績

- ・ 常温商品を中心とした、当社商品に関するプロモーション戦略に対する助言
- ・ 当社のブランディング強化に関する助言及び指導
- ・ 広報戦略及びそれを実現するための体制構築に関する助言

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 知識賢治氏及び中村朱美氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 知識賢治氏及び中村朱美氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、知識賢治氏が5年、中村朱美氏が2年となります。
4. 当社は、知識賢治氏及び中村朱美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の株主や第三者等からの損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件

当社は、2022年6月25日に開催された第81回定時株主総会においてご承認いただきました当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「大規模買付ルール」といいます。）が、2025年6月開催予定の当社第84回定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となることから、その後の社会・経済情勢の変化等諸々の動向を踏まえ、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。

その結果、2025年5月15日開催の当社取締役会において、第84回定時株主総会にご出席される株主の皆様の議決権の過半数によるご承認が得られることを条件に、現在の大規模買付ルールを継続することを決定いたしました。つきましては、本大規模買付ルールの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、大規模買付ルールの継続にあたっては、近時の買収への対応方針に関する事例及び裁判例等を踏まえ、大規模買付ルールの内容について全般的に見直しを行っております。また、大規模買付ルールの継続につきましては、上記取締役会において、社外取締役2名を含む取締役全員が出席し、全員一致で承認可決されるとともに、社外監査役4名全員から異議のない旨の意見を得ております。

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（大規模買付ルール）

I. 当社の財務及び事業の方針決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案（買収提案）が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもありえます。

そこで、そのような提案に対して当社は、買収者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに買収者の提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関し買収者と交渉または協議を行うことが、当社取締役会としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主共同の利益に合致すると考え、下記Ⅲ. 記載のとおり、大規模買付

行為が行われる場合に大規模買付者が遵守すべき一定のルール（以下、「本プラン」といいます。）を設定することとしました。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1 企業価値向上への取組み

当社は、創業以来、食の安心・安全を第一に考えて、おいしい良質な調理済食品の製造販売を行ってきております。また、品質管理方法においても、品質保証番号システムを採用することで品質管理を徹底し、原材料の履歴と製造工程の管理状況がわかる独自のシステムを導入しております。また、同時に検査体制も充実させることで食の安心・安全の実現を担保しております。

そうした中、当社は、他社では真似のできない、無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等、数多くのノウハウ・知識・経験を蓄積してきており、これらのノウハウ等から生み出される安心・安全かつおいしい良質な食品を製造販売することで、数多くのお客様及び取引先等のステークホルダーとの間に信頼関係を築き上げてまいりました。

当社は、これからも独自の無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等の当社が有するすべての技術・ノウハウをベースとして、これら技術・ノウハウの質を日々たゆまぬ努力により一層向上させながら、お客様に満足していただける安心、安全かつおいしい良質な食品の提供を提案し続けてまいります。当社の企業価値は、このような、技術力・提案力により確保、向上されるべきであり、また、これを支えるお客様、取引先、従業員等のステークホルダーとの一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、このような経営姿勢を当社の企業理念である「真（ほんとう）においしいものをつくる～身体にも心にも未来にも～」というメッセージに込め、すべてのステークホルダーの利益を追求し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

2 コーポレート・ガバナンスについて

当社は、取締役5名のうち2名を社外取締役として選任しており、迅速な意思決定が図れる体制であり、規模としても適正であると判断しております。また、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことにより、企業経営における透明性、健全性、効率性を追求し、すべてのステークホルダーの利益の確保を目指しております。そのために内部統制機能の充実を重要な経営課題と位置付け、これらを推進しております。

当社は、監査役制度を採用しており、それぞれ専門分野に精通した社外監査役4名は、取締役会などの重要な会議への出席の他、各事業所やグループ会社の監査を行うことにより、取締役の業務執行の適法性、妥当性について確認、検討を行っております。

また、経営の監督機能と業務の分離を図る目的で執行役員制度を採用しております。執行役員制度を採ることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし、事業構造改革を迅速にすすめております。

経営会議は、取締役と執行役員で構成され、取締役会の決議事項などについて事前協議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み（本プランの内容）

1 本プラン導入の必要性

当社を取巻く昨今の国内の食品市場は、少子高齢化の影響による人口減少により国内の食品消費量は頭打ちの状況にあるほか、エネルギー・原材料価格の高騰等、厳しい環境にあります。そうした中、各社は新たな需要を開拓するべく、自社による新商品開発にとどまらず、他社を買収することによりその会社が有する技術力を用いて商品開発等を行い、自身の業務を拡大しようとする動きが加速している状況にあります。

当社は、かかる認識のもと、自身が培ってきた独自の無添加調理方法、品質管理方法を軸とした高度な技術力に基づく食品業界固有のブランドと市場を開拓し、また、生産体制の効率化と製品競争力の強化を中心とした収益構造の確立を図りつつ、財務面では借入金に頼らない堅実な経営を推進することにより、持続的成長可能な食品会社となることを経営の基本方針として、企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてきておりますが、当社を取巻く経営環境等の変化を背景に、以前にも増して、当社の卓越した技術力や財務健全性に着目した、当社の支配権取得を目的とした大規模買付行為が行われることも予想される状況になってきております。

当社取締役会は、Ⅰに記載した基本方針で謳っているように、大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する買収提案であれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の株主構成は、現時点では当社の創業者親族等の株主が保有割合の上位を占めており（親族・役員等で約33%／2025年3月31日時点）、現段階で具体的に差し迫った買収のリスクが存在している訳ではありません。

しかしながら、上記のような当社を取巻く経営環境等の変化に鑑みると、将来的に、当社の事業やビジネスモデルに関する理解が十分ではない者による当社に対する大規模買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく毀損されかねないこと、同時に、こうした状況に便乗した、当社の経営には関心のない、当社の技術力や健全な財務力の取得だけを目的とした買収者が現れる可能性も否定できません。さらに、当社の株主構成に関しても、当社の創業者親族等の株主の中には高齢の株主もあり、各々の事情に応じた譲渡、相続等の処分が行われる状況が具体的に予想され、今後一層当社の株式の分散化が進んでいく可能性は否定できず、将来的に現在のような安定した株主構成が維持されるとは限りません。また、当社の経営に直接関与していない創業者親族等による当社株式に関する権利行使については、それぞれ株主個人の判断のもとに行われており、当社がそれら権利行使について関与・コントロールするものではないことから、当社の経営権の取得等を目的とした大規模買付提案に際しても、大規模買付者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もありえます。従って、当社取締役会は、今から当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するような大規模な買収行為に備えた対応策を準備しておくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るためにも必要であると判断しました。また、その内容をあらかじめ定めておくことは、手続の透明性や関係者の予見可能性を向上させる意味でも適切なものであると考えたことから、本プランを導入・継続し、その内容を開示することとしております。

なお、2025年5月15日現在、当社株券等の大規模買付行為の具体的な提案はなされておられません。

2 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には大規模買付行為を行おうとする者に対して当社が対抗措置をとる可能性があることを明らかにしこれらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。さらに、当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動する場合には、原則として、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することといたします。

なお、本プランは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも本プランは適用されます。

3 本プランの対象

本プランの対象となる者は、自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付その他の取得行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為、またはこれらに類似する行為（注4）（これらの提案（第三者に対して大規模買付等を勧誘する行為を含みます。）を含み、いづれについても当社取締役会が同意したものを除き、このような行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を行おうとする者です。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の2第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。但し、当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。本書において同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の2第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。但し、当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。本書において同じとします。）並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者、及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。但し、当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。本書において同じとします。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な行為の方法に応じて、（i）特定株主グループが当社の

株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。）、または（ii）特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等、または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

注4：株券等の買付または取得行為の実施の有無にかかわらず、（a）当社株券等の買付または取得をしようとする者またはその共同保有者もしくは特別関係者（以下、本注4において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本注4において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（*1）を樹立するあらゆる行為（*2）であって、（b）当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計が20%以上となるような行為を含むものとします。

*1：「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

*2：本注4所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本注4所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

4 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。その項目は以下のとおりです（ただし、下記項目に限られるものではありません。）。なお、当社は必要に応じて、大規模買付者に対し本情報の提供に期限を設定することがあります。

- ① 大規模買付者及び特定株主グループの概要（大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。また、大規模買付者がファンドの場合は、各組合員その他の構成員についてこれに準じた情報を含むことがあります。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及びその内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ④ 大規模買付者及び特定株主グループによる当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- ⑥ 大規模買付者及び特定株主グループに対し、当該大規模買付行為により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要
- ⑦ 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社利害関係者（ステークホルダー）に関する処遇等の方針
- ⑧ 当社の他の株主との利益相反を回避する具体的方策
- ⑨ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、別途当社の定める書式により、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を含む書面（大規模買付者の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、以下、「意向表明書」といいます。）を日本語でご提出いただくこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。なお、当社は、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供に期限を設定することがあります。

5 取締役会による評価等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として、その大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、①60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合）、または②90日間（その他の大規模買付行為の場合）を設定します。なお、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了し、取締役会評価期間が開始された時点で速やかに当該事実につき開示を行います。

ただし、上記①②いずれにおいても、当社取締役会は、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、取締役会評価期間を、30日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を株主及び投資家の皆様に開示します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家（弁護士、公認会計士、財務アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとし、当社取締役会は、これらの検討等を通じて大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示します。必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉しさらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

また、当社取締役会は、取締役会評価期間において、特別委員会に本情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に本情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応等について勧告を行います。

6 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動に関する決議を行い、その内容を公表します。また、当社取締役会は、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、原則として、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当てに関する株主の皆様の意思を確認します。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案等を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催する場合があります。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

なお、買付者等が、大規模買付ルールを遵守せず、買付等を実行しようとする場合には、株主総会を開催する時間が存しない等、株主の皆様が買付等の是非を判断するために必要な情報を確保することができないことから、当社取締役会は、特別委員会の意見を最大限尊重した上で、株主総会を経ることなく、新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

7 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付者は、大規模買付ルールに規定する手続を遵守するものとし、大規模買付行為は、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議（株主意思確認総会が開催される場合は、当該株主意思確認総会後の取締役会における決議とします。）がなされた後にのみ開始されるものとし、

8 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、大規模買付ルールが遵守されなかったことのみをもって、当社取締役会は、当社株主共同の利益保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含みます。）及び当社定款が取締役会の権限として認める措置を行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動を決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。

対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合には、割り当てる新株予約権には、大規模買付者及びその一定の関係者は新株予約権を行使することができない旨の行使条件、大規模買付者及びその一定の関係者以外の株主からその保有する新株予約権を当社株式を対価として取得することができる旨の取得条項等が付されることとなります。かかる新株予約権無償割当ての概要は、別紙「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく損なうおそれがある場合であると当社取締役会が判断したときには、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び当社株主の皆様の利益を守るために、上記（１）で述べた大規模買付行為を抑止するための対抗措置を発動することがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく損なうおそれがある場合に該当するものとします。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合

- ④ 当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- ⑤ 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、大規模買付行為の後の経営方針又は事業計画及び大規模買付の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な大規模買付行為である場合
- ⑦ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先、地域社会等との関係や当社の技術力・ブランド力を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- ⑧ いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為が行われる場合

（３）対抗措置発動の停止について

上記（１）または（２）において、大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後においても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動を停止できるものとします。このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、速やかに情報開示を行います。

９ 特別委員会の設置、諮問手続等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させる場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は３名以上とし、社外取締役、社外監査役、経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準じる者を対象として選任するものとします。

当社取締役会は、対抗措置をとることを判断する場合、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し、対抗措置の発動が適当か否かを諮問します。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、当社の費用で、当社経営陣から独立した外部専門家の助言を受けたり、当社の取締役、監査役、従業員等から必要な情報についての説明を求めたりしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否かについて勧告を行います。なお、特別委員会は、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施するに際しては、事前または事後に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。当社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否

かに関して決議を行います。

なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、上記5に定める取締役会評価期間に含まれます。現在の特別委員会の委員の略歴は添付資料（ご参考2）のとおりです。

10 株主・投資者に与える影響等

（1）本プランが株主・投資者に与える影響等

本プランの導入・継続の時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、上記8において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なります。当社としても、十分な情報開示に努めますが、当社株主及び投資者の皆様におかれましても、当社の情報開示並びに大規模買付者の動向にご注意ください。

（2）対抗措置発動時に株主・投資者の皆様にご与える影響等

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づき、当社企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定または変更もしくは停止した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することになった際に、法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

なお、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記8（3）に従い、当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

1 1 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2028年6月開催予定の第87回定時株主総会の終結の時までとします。
なお、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて大規模買付ルールを変更し、または新たな対応策等を導入することがありますが、その場合には、改めて株主の皆様のご信任を得ることとします（ただし、軽微な変更の場合を除きます。）。

1 2 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針 ―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」の内容に十分配慮したものとなっております。

（1）企業価値・株主共同の利益の原則

本プランは、上記2に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

（2）株主意思の原則

当社は、本プランを事前に開示し、取締役会において決議された本プランを第84回定時株主総会で決議予定であることを併せて当社取締役会で決議しております。また本プランは、上記11に記載した通り、その有効期限は第87回定時株主総会終結時までであり、その後の継続については同定時株主総会のご承認を条件としており、同定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

（3）透明性の原則

①独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、本プランに基づく大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して特別委員会の勧告を最大限尊重いたします。また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

②合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当

社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③デッドハンド型もしくはスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

別紙 新株予約権無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の新株予約権無償割当ての概要は、以下のとおりです（かかる新株予約権無償割当てにおいて割り当てる新株予約権を、以下、「本新株予約権」といいます。）。

(a)本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b)割当対象株主

割当期日における当社の株主名簿に登録された当社以外の株主（以下、「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c)本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d)本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。

(f)本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1か月間から6か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g)本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者（注1）、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者（注2）、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者（注3）（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称しま

す。)は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記第(i)項②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h)本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i)当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものをすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
- ③ 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの(注4)を対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

注1 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

注2 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

注3 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

注4 但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。例えば、（x）大規模買付者が本新株予約権無償割当て決議後に大規模買付行為を中止もしくは撤回または爾後大規模買付行為を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、（y）大規模買付者の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する当該新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、大規模買付者その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内に限り行使することができることが定められることなどがあります。

以 上

ご参考 1 特別委員会規程の概要

1 特別委員会の設置

特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動に関する取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。

2 特別委員会委員の選任

特別委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、①社外取締役、②社外監査役、③経験豊富な企業経営者、④弁護士、⑤公認会計士、⑥税理士、⑦学識経験者、⑧上記①から⑦に準じる者、のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。また、当社は、特別委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

3 特別委員会委員の任期

特別委員会委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時または別途当該特別委員会委員と当社が合意した時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

4 特別委員会の招集

特別委員会は、当社代表取締役または各特別委員会委員が招集する。

5 決議要件

特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。た

だし、特別委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該特別委員会委員を除く特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

6 決議事項及び責任

(1) 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

①大規模買付ルールの遵守の有無

②大規模買付ルールに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して株主意思の確認を得ることの可否を含む。）

③その他本プランに関連して、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役が特別委員会に諮問する事項

(2) 各特別委員会委員は、特別委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

7 取締役等からの意見聴取

特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、特別委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。

8 専門家からの助言

特別委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（弁護士、公認会計士、財務アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

ご参考2 特別委員会委員の氏名及び略歴（2025年5月15日現在）

知識 賢治（ちしき けんじ）

1963年1月生

1998年 4月 株式会社リサーチ代表取締役

2004年 5月 株式会社カネボウ化粧品取締役兼代表執行役社長・最高執行責任者（COO）

2010年 6月 株式会社テイクアンドグヴ・ニーズ代表取締役社長

2015年10月 日本交通株式会社代表取締役社長

2018年11月 株式会社SHIFT社外取締役（監査等委員）

2020年 6月 当社社外取締役就任（現職）

2021年 5月 株式会社オンワードホールディングス社外取締役

2021年 6月 株式会社ソラスト社外取締役（現職）

2022年 5月 株式会社オンワードホールディングス取締役副社長（現職）

※上記知識賢治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

中村 朱美（なかむら あけみ）

1984年7月生

2007年4月 学校法人大和学園入社

2012年9月 株式会社minitts代表取締役就任（現職）

2023年6月 当社社外取締役就任（現職）

※上記中村朱美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

松山 元（まつやま はじめ）

1966年9月生

2001年3月 公認会計士登録

2001年1月 松山公認会計士事務所開設（現職）

2008年1月 MAO合同会社代表社員就任（現職）

2008年6月 当社社外監査役就任（現職）

2014年3月 株式会社タンガロイ社外監査役就任（現職）

2015年6月 株式会社エヌアイデイ社外監査役就任（現職）

※上記松山元氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

室井 恵子（むろい けいこ）

1980年9月生

2004年 8月 公認会計士・税理士創栄共同事務所入所

2006年11月 税理士登録

2011年 6月 税理士室井恵子事務所開設

2014年 4月 税理士法人Bricks & UK東京事務所代表社員就任（現職）

2016年 6月 当社社外監査役就任（現職）

※上記室井恵子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

ご参考3 当社株式の状況（2025年3月31日現在）

- 1 発行可能株式総数 65,000,000 株
- 2 発行済株式の総数 18,392,000株
- 3 株主数 9,192名
- 4 大株主（上位10名）

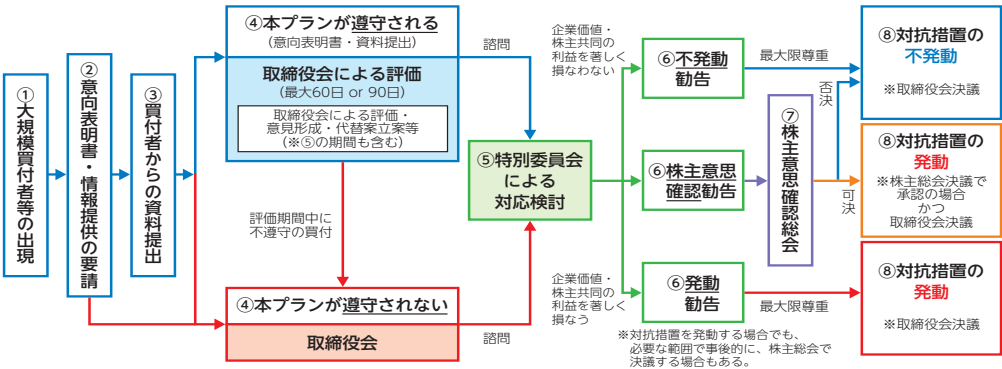
株主名	当社株式の保有状況	
	持株数	保有比率（%）
有限会社ケイアンドアイ	2,128,500	11.57
石井食品株式会社	1,745,203	9.48
石井智康	914,895	4.97
株式会社千葉銀行	830,000	4.51
株式会社榎本武平商店	653,000	3.55
株式会社十文字チキンカンパニー	400,000	2.17
石井達雄	387,934	2.10
損害保険ジャパン株式会社	350,000	1.90
石井健太郎	304,637	1.65
ユアサ・フナショク株式会社	214,674	1.16

※保有比率は、持株数を発行済株式の総数で除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

以上

ご参考4 本プランの手続に関する流れの概要

本図は、あくまでも本プランに対する理解に資することのみを目的に、参考として作成しております。
具体的なプランの内容については、本文をご参照ください。



以上

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である千葉第一監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たにかなで監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がかなで監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続期間が相当長くなっているため、かなで監査法人を起用することで新たな視点での会計監査が期待できること、かなで監査法人は、専門性、独立性、高度な品質管理体制といった会計監査人に必要な要件を満たしていること、さらに監査報酬の水準を考慮した上で、総合的に検討を行った結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年4月30日現在)

名 称	かなで監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋一丁目2番10号 東洋ビルディング		
沿革	2022年10月1日 設立		
概 要	出資金	90,000千円	
	構成人員	社員（公認会計士）	18名
		特定社員	1名
		職員（公認会計士）	87名
		職員（試験合格者、アソシエイト、IT専門家等）	52名
	合 計		158名
	関与会社数 81社		

(注) かなで監査法人が選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1 当連結会計年度の事業の状況

1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより、景気は緩やかな回復の動きが見られました。しかしながら、資源・エネルギー価格の高騰等にもともなう物価高により生活コスト全般が上昇し、これを背景に消費者の節約・低価格志向が継続しており、依然として厳しい事業環境状況が続いております。

このような環境の中、当社では中期経営計画（2022年度-2026年度）において、ISHII VISION2030「農と食卓をつなぎ、子育てを応援する企業に」を掲げ、「子育て」をはじめとする様々なお客様の生活シーンを支え、ライフスタイル変革につながる食サービスの最大化と着実な実行に向けた取り組みを推進しております。

売上高につきましては、主力の食肉加工品において、各地域・各流通ごとに顧客ニーズや食シーンに合わせた営業活動及び販売促進施策を展開するとともに、1974年の販売から50周年を迎える当社主力商品の「イシイのおべんとクン ミートボール」を中心に、キャラクターや著名人とのタイアップ企画を通じて価値訴求を行ってまいりました。この結果、売場を維持・獲得できたことにより、食肉加工品の売上高は増加いたしました。地域商品につきましても、各地域の旬の素材を活かしたハンバーグシリーズを中心に、地域交流イベントをはじめとする行政や生産者と一体となって、より地域に根付いた販売促進活動強化を行った結果、売上高は増加いたしました。一方で、惣菜につきましては、ごぼうサラダの採算性改善のための生産拠点集約による減産に加え、栗が天候不順の影響で不作となり計画通りに調達ができず「炊き込みごはんの素 栗ごはんシリーズ」を減産した結果、売上高は減少いたしました。また、正月料理につきましても、アレルギー配慮おせち・健康に配慮したおせち・1人用おせちなど様々なライフスタイルに対応した正月料理を販売しており、ECサイトを通じたBtoCでの販売は伸長したものの、原材料費や人件費の高騰にもともなう価格上昇の影響により正月料理全体の売上高は減少いたしました。

売上原価、販売費及び一般管理費につきましては、中期経営計画（2022年度-2026年度）において重点課題として掲げている、持続的な組織力向上を実現するために必要な人員体制の増強や生産設備及びITシステムへの継続的な投資を行っており、人件費及び減価償却費が増加しております。加えて、物価高の影響などにより、エネルギーや運搬費等のコストも全般的に増加しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は前期比3億77百万円増の108億69百万円となり、売上総利益は前期比78百万円増の36億27百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、前期比2億24百万円増の33億59百万円となり、2億67百万円の営業利益（前期比1億45百万円減）となりました。

これに営業外収益61百万円、営業外費用19百万円を加減した結果、3億9百万円の経常利益（前期比1億47百万円減）となり、特別利益に補助金収入等77百万円、特別損失に減損損失等25百万円を計上した結果、税金等調整前当期純利益は3億61百万円（前期比1億61百万円減）となりました。これに法人税等合計73百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2億87百万円（前期比1億83百万円減）となりました。

製品別及びチャネル別業績の概況は、次のとおりであります。

（単位：千円）

製 品 別 売 上 高	前連結会計年度 (2023.4.1～2024.3.31)		当連結会計年度 (2024.4.1～2025.3.31)		比較増減 (△印は減)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	前期比(%)
食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）	9,020,628	86.0	9,429,489	86.7	408,861	104.5
惣 菜	565,287	5.4	502,159	4.6	△63,128	88.8
地 域 商 品	344,172	3.3	368,798	3.4	24,626	107.2
正 月 料 理	268,147	2.5	253,657	2.3	△14,489	94.6
非 常 食	198,849	1.9	215,036	2.0	16,187	108.1
配慮食（食物アレルギー・減塩他）	41,673	0.4	49,544	0.5	7,871	118.9
そ の 他	53,262	0.5	50,969	0.5	△2,293	95.7
合 計	10,492,021	100.0	10,869,656	100.0	377,634	103.6

（単位：千円）

チャネル別売上高	前連結会計年度 (2023.4.1～2024.3.31)		当連結会計年度 (2024.4.1～2025.3.31)		比較増減 (△印は減)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	前期比(%)
量販店（スーパーマーケット他）	8,565,171	81.6	8,811,624	81.1	246,453	102.9
質販店（百貨店他）・生協	1,071,796	10.2	1,054,709	9.7	△17,087	98.4
飲食店・宅配・官公庁	477,196	4.6	523,352	4.8	46,156	109.7
直 販	377,857	3.6	479,969	4.4	102,112	127.0
合 計	10,492,021	100.0	10,869,656	100.0	377,634	103.6

食肉加工品は、各地域・各流通ごとに顧客ニーズや食シーンに合わせた営業活動及び販売促進施策を展開するとともに、1974年の販売から50周年を迎える当社主力商品の「イシイのおべんとクン ミートボール」を中心に、キャラクターや著名人とのタイアップ企画を通じて価値訴求を行ってまいりました。具体的には、「うたのおねえさん 小野あつこさん」を起用した「お料理応援キャンペーン」やこどもちゃれんじの「しまじろう」とコラボした「春のお弁当まつりキャンペーン」等を展開してまいりました。この結果、売場を維持・獲得できたことにより、食肉加工品の売上高は前期比で4.5%増加いたしました。なお、原材料費やエネルギーコストの上昇等を鑑みて、2025年3月に一部商品の価格改定を行っております。

惣菜は、ごぼうサラダの採算性改善のための生産拠点集約による減産に加え、栗が天候不順の影響で不作となり計画通りに調達ができず「炊き込みごはんの素 栗ごはんシリーズ」を減産した結果、売上高は前期比で11.2%減少いたしました。一方で、「イシイの佰にぎり」シリーズは、常温保存かつ賞味期限は製造日から100日という特徴からオフィスコンビニ等に導入が進み、順調に伸長しております。

正月料理は、大勢で楽しめる3段重タイプのおせち「慶春譜」「祝春華」、アレルギー配慮おせち「のぞみ」「かなえ」、食塩不使用の「ちづる」、減塩の1人用おせち「つばさ」、1人用おせち「迎春小箱」など様々なライフスタイルに対応した正月料理を販売しており、ECサイトを通じたBtoCでの販売は伸長したものの、原材料費や人件費の高騰にともなう価格上昇の影響により正月料理全体の売上高は前期比で5.4%減少いたしました。

地域商品は、各地域のステーキホルダーと連携して旬の食材を生かした商品作りと地域に根付いた販売促進活動を継続しており、売上高は前期比で7.2%増加いたしました。直近におきましては、滋賀県東近江市のキャベツを使い、「近江ちゃんぽん亭」と共同開発で滋賀県民のソウルフードである近江ちゃんぽんをソースで再現した「滋賀東近江市のキャベツを使ったハンバーグ近江ちゃんぽん風」を発売し好評を得ました。

非常食は、地震災害等の発生により消費者の防災意識が高まり、非常食へのニーズが高まっております。このような中、当社の非常食セットの販売は堅調に推移するとともに、2024年2月に発売いたしました「いつでもミートボール」「いつでも1.5倍チキンハンバーグ」は、常温保存かつ賞味期限は製造日から1年のため、ローリングストックとしての常備食やアウトドアなど幅広い用途で利用できることから、順調に販売を伸ばしております。

2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は6億65百万円であります。その主なものは京丹波工場生産設備の更新及び基幹システムの入替に伴う支出であります。

3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

- 4) 事業の譲渡、その他の状況
該当事項はありません。
- 5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- 6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- 7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

2 財産及び損益の状況

区 分	第81期 (2022年) (3月期)	第82期 (2023年) (3月期)	第83期 (2024年) (3月期)	第84期 (当連結会計年度) (2025年) (3月期)
売上高 (百万円)	8,831	9,549	10,492	10,869
経常利益 (百万円)	100	256	457	309
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	16	308	471	287
1株当たり 当期純利益 (円)	0.97	18.30	28.07	17.27
総資産 (百万円)	6,035	6,707	8,095	7,657
純資産 (百万円)	2,557	2,876	3,421	3,580

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

3 重要な子会社の状況

会 社 名	本 社 所 在 地	資 本 金 千円	当社の出資比率 %	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ダイレクトイシイ	千葉県船橋市	30,000	100	当社製品等の通信販売

4 対処すべき課題

当社は「真（ほんとう）に美味しいものをつくる～身体にも心にも未来にも～」を企業理念に掲げ、常に株主の皆様をはじめとするステークホルダーの視点から企業活動を判断、行動することでお客様満足を実現させ、持続的な成長及び長期的な企業価値を向上させる取組を行っています。また、この企業理念の実現に向け、中期的に当社が目指す方向性を「ISHII VISION 2030」として示しています。これらを踏まえた当社として対処すべき課題は、次のとおりです。

（1）持続可能な「地域と旬」モデルへの転換と提供価値の向上

日本の各地域の生産者や行政、当社と理念を共有する販売チャネルとの連携強化、地域食材を活かした旬の季節商品の積極的な展開、及び当社の技術によって地域の食材を魅力ある製品へプロデュースし地域活性に繋げる取組「地域と旬」の一層の深化を推進します。

加えて、当社代表取締役が自ら生産地を訪れ「真（ほんとう）に美味しい」ことを探る旅企画や、北海道訓子府町との包括連携協定に基づくまちづくり会社設立に向けた地域活性化起業人の派遣、産地振興・ブランディング支援を行う活動を展開しております。こうした取組を中心に、より一層の付加価値づくりと、当社の目指すビジネスモデルへの転換を図ってまいります。

また、継続する食料品の値上げや、多様な働き方の実現といった社会の変化により、「食」に対する課題や価値提供に対する消費者の意識が高まっています。当社は、引き続きこうした消費者の変化をいち早く捉え、常温商品を中心に、特に子育て世代が抱える食生活の課題解決に繋がる商品の開発を進めてまいります。

（2）原材料調達、物流等各種コスト増への対応

依然として続く原材料価格の高騰や物流問題によるコスト増に対応すべく、生産者との関係性の中で原材料調達を安定させ、生産者にも安定した利益の提供が出来る取組を進めます。また、物流コスト増については、他社との連携・協業も推進し、物流業者・当社のみならず、社会全体の利益にも繋がる取組を引き続き検討してまいります。

同時に、不採算商品や低利益率商品の終売・リニューアルによる利益率の改善、生産拠点の合理化等を行ってコストの改善を行い、それでも補えない場合は、商品価格の改定を適宜実施し、コスト増を踏まえた持続可能な販売価格の設定を行ってまいります。

（3）生産体制の抜本的見直しとIT技術の活用

従業員の高齢化や、長期にわたる運用により進行する設備の老朽化に対し、従業員の確保だけでなく、AI・ロボットを活用した新たな次世代製造技術の研究、それらを実現するIT人財の獲得を進めるとともに、生産設備・システム・人に対して適切な投資を行ってまいります。

また、合理的な生産計画に基づいた製造及び販売を一層推進し、自社工場と地域における提携工場による製造設備のシェア及び当社の品質を両立させることのできる分散型

の生産体制構築の推進を進め、持続可能な生産体制を構築してまいります。

加えて、第84期には、3工場に連なる基幹システムのリプレースを完了させました。新システムを安定稼働させることで、更なる生産体制の改善を行います。

（4）ブランディング・マーケティング活動の強化

創業80周年を基軸にしつつ、当社の“ファン”と社員が交流する機会の創出を行うべく、各工場での工場見学やファンフェス等のイベントを積極的に行ってまいります。

全従業員とお客様の相互コミュニケーションを強化するとともに、新規ファンの創出、及びブランド価値の向上といったブランドマネジメントを一層強化いたします。

加えて、当社の取組を、子育てに関わる全ての方への「食」を通じたライフスタイルの創造に集中してまいります。

（5）サステナブルな経営の実現と環境負荷の軽減

当社は、環境・社会貢献・労働環境等サステナビリティを巡る課題への対応は企業理念の実現及び経営戦略の実行と同一と捉えております。それらに関するリスク、機会及び目標は各部署の活動の中で管理され、新たに設置したESGチームを中心にまとめ、適宜経営会議及び取締役会にて共有・議論されています。

また、認証取得しているISO14001の運用を中心に、自然エネルギーへの切り替え、環境負荷を抑えた持続可能な生産体制構築、新素材LIMEXを利用した脱プラスチックへの取り組みを積極的に進め、環境に配慮したサプライチェーンの構築を推進します。

（6）人財確保・多様化の推進

当社は、少子高齢時代を踏まえた人財の確保・雇用の維持による継続的なビジネスを行うため、デジタルツールを活用した生産性・効率性の向上、創造性を発揮できる職場環境の整備、従業員の給与や可処分所得の底上げを実施し、一層の積極的な投資を行ってまいります。

また、正社員・パート契約者含めた従業員の働き方の多様化・柔軟化を促進する制度の創設も進めてまいります。具体的には、長期休暇や育児・介護等の休暇を取得し、必要に応じて従業員がサポートを受けられる環境を整備しております。こうした取組によって、人財の確保、雇用の継続だけでなく、社員が働きがいを感じる改革を継続して推し進めてまいります。

上記取組を実践することによりISHII VISION 2030で掲げた「農と食卓をつなぎ、子育てを応援する企業」の実現を目指してまいります。株主の皆様におかれましても、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	事業内容
石井食品株式会社	畜産物（鶏肉、豚肉）及び農産物（玉ねぎ、ごぼう、人参、筍、栗、米等）を原料とした調理済食品の製造販売とこれに付帯する一切の業務を行っております。
株式会社ダイレクトイシイ	当社製品等の通信販売を行っております。

6 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

本社	千葉県船橋市本町二丁目7番17号
営業所	北関東、南関東、名古屋、大阪、九州・中四国
工場	八千代工場（千葉県）、京丹波工場（京都府）、唐津工場（佐賀県）

7 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
403名	15名増	43.0歳	15.2年

（注）臨時従業員の期中平均雇用人数は234名であり、上記には含まれておりません。

8 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	1,500,000千円
株式会社三井住友銀行	250,000千円
株式会社りそな銀行	100,000千円
株式会社京葉銀行	50,000千円

9 その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

Ⅱ. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- 1 発行可能株式総数 65,000,000株
- 2 発行済株式の総数 18,392,000株（自己株式1,745,203株を含む）
- 3 単元株式数 100株
- 4 当期末株主数 9,192名
- 5 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
(有) ケ イ ア ン ド ア イ	2,128	12.8
石 井 智 康	914	5.5
(株) 千 葉 銀 行	830	5.0
(株) 榎 本 武 平 商 店	653	3.9
(株) 十 文 字 チ キ ン カ ン パ ニ ー	400	2.4
石 井 達 雄	387	2.3
損 害 保 険 ジ ャ パ ン (株)	350	2.1
石 井 健 太 郎	304	1.8
ユ ア サ ・ フ ナ シ ョ ク (株)	214	1.3
カ ネ ダ (株)	213	1.3

（注）当社は、自己株式1,745,203株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については自己株式を除いて算出しております。

- 6 会社役員に対して交付した当社株式の状況
該当事項はありません。

Ⅲ. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	いし い とも やす 石 井 智 康	(株)ダイレクトイシイ代表取締役会長 (株)ovgo社外取締役
取 締 役 執 行 役 員	く ぼ けい すけ 久 保 啓 介	八千代工場長
取 締 役 執 行 役 員	い どう こう いち ろう 伊 藤 幸 一 郎	顧客サービス部総括マネージャー
取 締 役	ち しき けん じ 知 識 賢 治	(株)ソラスト社外取締役 (株)オンワードホールディングス取締役副社長
取 締 役	なか むら あけ み 中 村 朱 美	(株)minitts代表取締役
常 勤 監 査 役	ふく はら あや こ 福 原 礼 子	(株)ダイレクトイシイ監査役、(株)ペライチ非常勤監査役
監 査 役	まつ やま はじめ 松 山 元	松山公認会計士事務所、MAO合同会社代表社員、 (株)タンガロイ社外監査役、(株)エヌアイディ社外監査役
監 査 役	むろ い けい こ 室 井 恵 子	税理士法人Bricks&UK東京事務所代表社員
監 査 役	たけ だ あや か 武 田 彩 香	Wovn Technologies(株)社外監査役 (株)ユーザベース執行役員SaaS事業CLO・リスク管理担当

- (注) 1. 取締役のうち知識賢治氏及び中村朱美氏は社外取締役であります。なお、知識賢治氏及び中村朱美氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち福原礼子氏、松山元氏、室井恵子氏及び武田彩香氏は社外監査役であります。なお、福原礼子氏、松山元氏及び室井恵子氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役松山元氏は、公認会計士の資格、監査役室井恵子氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役武田彩香氏は、弁護士の資格を有しており、法務・リスク管理に関する相当程度の知見を有しております。
4. 常勤監査役福原礼子の戸籍上の氏名は田中礼子、監査役室井恵子氏の戸籍上の氏名は保坂恵子、監査役武田彩香氏の戸籍上の氏名は若崎彩香であります。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項が定める金額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、被保険者である役員、執行役員及び管理職従業員が、その地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求をなされたことにより被る損害賠償金および争訟費用並びに公的調査に対する対応費用が補填されることとなる役員等賠償責任

保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。

4 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			報 酬 等 の 総 額
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	5 名 (2 名)	84,946千円 (16,296千円)	－ (－)	－ (－)	84,946千円
監 査 役 (うち社外監査役)	5 名 (5 名)	22,080千円 (22,080千円)	－ (－)	－ (－)	22,080千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第65回定時株主総会において、年額1億3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は6名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年6月22日開催の第66回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。当該決議に係る監査役の員数は5名であります。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 会社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
- 1) 会社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法
当社の会社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、指名・人事・報酬委員会の諮問・答申を経て、2021年2月26日開催の取締役会において決議されました。
- 2) 決定方針の内容の概要
- ① 基本方針：当社の会社役員の報酬等は、金銭による固定報酬としての基本報酬のみとし、担当領域及び責任範囲に応じた適正水準とすることを方針といたします。
- ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）：取締役の個人別の報酬等については、株主総会で報酬総額の範囲を決議し毎月支給とし、役位、職責、在任年数等に応じて、当社の業績も踏まえた原案を代表取締役が作成し、指名・人事・報酬委員会の諮問・答申を経て、取締役会決議により決定いたします。監査役の個人別の報酬等については、株主総会で報酬総額の範囲を決議し毎月支給とし、常勤、非常勤の別、業務の分担等を勘案して監査役の協議により決定いたします。
- ③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）：当社の会社役員の報酬等は、固定報酬としての基本報酬のみで構成されているため、該当事項はございません。
- ④ 基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針：当社の会社役員の報酬等は、固定報酬としての基本報酬のみで構成されているため、該当事項はございません。
- 3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・人事・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその原案を尊重して決定を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

V. 会計監査人に関する事項

1 名称 千葉第一監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績との比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえ、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人千葉第一監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	3,862,495	流 動 負 債	3,191,047
現金及び預金	1,912,391	買 掛 金	313,926
売 掛 金	1,464,537	短 期 借 入 金	1,900,000
商 品 及 び 製 品	142,941	リ ー ス 債 務	20,565
仕 掛 品	5,404	未 払 費 用	649,703
原材料及び貯蔵品	216,275	未 払 法 人 税 等	27,703
そ の 他	120,943	未 払 消 費 税 等	58,444
固 定 資 産	3,794,509	賞 与 引 当 金	93,191
有 形 固 定 資 産	2,406,229	そ の 他	127,512
建物及び構築物	518,171	固 定 負 債	885,069
機械装置及び運搬具	893,707	リ ー ス 債 務	72,941
工具器具及び備品	35,982	退職給付に係る負債	766,516
土 地	809,029	資 産 除 去 債 務	22,740
リ ー ス 資 産	84,339	繰 延 税 金 負 債	22,871
建 設 仮 勘 定	64,999	負 債 合 計	4,076,117
無 形 固 定 資 産	476,370	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	911,909	株 主 資 本	3,471,613
投資有価証券	777,918	資 本 金	919,600
そ の 他	179,190	資 本 剰 余 金	672,801
貸 倒 引 当 金	△45,200	利 益 剰 余 金	2,255,314
資 産 合 計	7,657,004	自 己 株 式	△376,102
		その他の包括利益累計額	109,273
		その他有価証券評価差額金	264,812
		退職給付に係る調整累計額	△155,538
		純 資 産 合 計	3,580,887
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,657,004

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

科 目		金	額
		千円	千円
売上	上		10,869,656
売上	上		7,242,019
販売費	及び		3,627,636
営業	業		3,359,878
	外		267,758
	受取		
	受取	570	
	廃油	20,493	
	助成	24,573	
	その	2,230	
営業	業	13,970	61,838
	外		
	支払	14,205	
	棚卸	5,481	
	その	72	19,758
	経常		309,838
特別	利		
	固定		
	補助	23,036	
	受取	50,000	
	和	4,230	77,266
特別	損		
	固定	2,374	
	減損	23,428	25,802
税金等調整前	当期純利益		361,302
法人税、住民税	及び事業税	50,172	
法人税等調整	額	23,248	73,421
当期純	利益		287,881
親会社株主に	帰属する当期純利益		287,881

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	3,819,534	流 動 負 債	3,168,848
現金及び預金	1,877,500	買掛金	313,926
売掛金	1,457,172	短期借入金	1,900,000
商品及び製品	140,068	リース債務	20,565
仕掛品	5,404	未払金	92,991
原材料及び貯蔵品	216,275	未払費用	632,150
その他	123,113	未払法人税等	27,523
固 定 資 産	3,792,459	未払消費税等	56,683
有形固定資産	2,406,229	預り金	32,978
建物	499,371	賞与引当金	90,608
構築物	18,799	その他の他	1,421
機械及び装置	893,204	固 定 負 債	729,784
車両運搬具	503	リース債務	72,941
工具器具備品	35,982	退職給付引当金	610,978
土地	809,029	資産除去債務	22,740
リース資産	84,339	繰延税金負債	23,123
建設仮勘定	64,999	負 債 合 計	3,898,633
無形固定資産	474,343	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	911,886	株 主 資 本	3,448,549
投資有価証券	777,918	資 本 金	919,600
長期貸付金	400,000	資 本 剰 余 金	672,801
差入保証金	21,863	資 本 準 備 金	672,801
その他	157,304	利 益 剰 余 金	2,232,250
貸倒引当金	△445,200	利 益 準 備 金	229,900
資 産 合 計	7,611,994	その他利益剰余金	2,002,350
		固定資産圧縮積立金	211,409
		別途積立金	979,800
		繰越利益剰余金	811,141
		自 己 株 式	△376,102
		評価・換算差額等	264,812
		その他有価証券評価差額金	264,812
		純 資 産 合 計	3,713,361
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,611,994

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

科 目		金	額
		千円	千円
売上	上		10,662,931
売上	上		7,243,599
販売費	及び		3,419,332
営業	業		3,154,596
	受取		264,735
	受取	6,371	
	受取	20,493	
	受取	24,573	
	受取	2,230	
	受取	17,180	70,848
営業	外		
	支払	14,205	
	棚卸	5,481	
	貸倒	5,000	
	引当	72	24,758
	の		310,825
特別	常		
	利		
	益		
	固定	23,036	
	補助	50,000	
	受取	4,230	77,266
特別	損		
	固定	2,374	
	減損	23,428	25,802
税引前	当期		362,290
法人税	、住民税	49,992	
法人税	等調整	23,501	73,493
当期	純利		288,796

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

イシイの株主ミーティング2025のご案内

石井食品を80年支え続けてくださった感謝と、これからの取組をお伝えしたく、イシイの株主ミーティング2025を開催いたします。

6月21日（土） 午前の部（10時～12時）／午後の部（14時～16時）in 石井食品本社

株主の皆様へ

株主の皆様には、いつも石井食品のことを応援し、支えてくださり、心より感謝申し上げます。「イシイの株主ミーティング」も本年で3回目となりました。私自身、継続して株主の皆様と、株主総会とは違った形で対話できることが大変嬉しく、また毎年の楽しみの1つになっています。

今期、石井食品は創業80周年を迎えました。この節目に際して、あらためて「イシイらしさとは何か」を全社員に問い、定義していく一年にしていきたいと思います。イシイの株主ミーティング2025においては、80年分の感謝を皆様にお届けすることはもちろん、それに加えて是非、皆様が考える「イシイらしさ」をお伺いできればと思っています。また、今回はより多くの皆様と交流したく、午前・午後の2回に分けた開催といたしました。更に、昨年同様、ご本人様に限らず、ご家族様・お子様もお越しいただけます。なお、会場の安全上、ご参加人数の上限を設けておりますので、予めご了承ください。また、当日ご参加いただけない方にはライブ配信もご用意しておりますので、そちらも是非ご覧ください。

ライブ配信URL

https://www.bridge-salon.jp/streaming/movie/2894_20250621.html



- 詳細は、5月上旬に発送した「株主ミーティングのご案内」をご覧ください。
- ライブ配信は、当日10時～10時30分までのプレゼンテーションのみとさせていただきます。
後日、弊社ホームページにアーカイブ動画を公開する予定です。

多くの皆様とお会いできますことを、
本年も大変楽しみに
しております。

代表取締役社長
執行役員
石井智康



第84回定時株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県船橋市本町 2 - 7 - 17

石井食品株式会社 本社

電話 047-774-8107

交通の
ご案内

●JR船橋駅 南口徒歩約15分

●京成船橋駅 東口徒歩約12分



◎会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承ください。

◎会場内は全館禁煙となっております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

